登記手続案内をご利用のみなさまへ



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。 20分を過ぎると、後の利用者の案内に支 障が出てしまいますので、そこで終了します。 予約時間に10分以上遅刻された場合、 キャンセルされたものと取り扱います。



見本をお渡しすることができます

法務局ホームページに掲載している代表的 な申請書類の様式を準備しています。 申請書類にどのような内容を記載するか説 明します。



事前の審査・法的判断は できません

係員が申請前の書類に不備がないか審査 することはできません。登記原因事実・法律 行為(契約)が有効か無効か判断したり、法 的なアドバイスをすることもできません。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが,係員が 書類に手を加えたり,具体的な事案に沿った アドバイスは,していません。

現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果, 訂正や書類の追加が必要になることもあります。

登記手続案内は、内容の適合性・登記の 完了を保証するものではありません。



申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。本人確認する場合がありますので、ご協力ください。

法令上代理申請を行う資格のない方(税理士,行政書士,委任状のない代理人等)は, お断りします。

※資格者代理人は書面照会をしてください。 (司法書士・土地家屋調査士・弁護士)

新潟地方法務局